

滋賀県文化財保存活用大綱の原案について

1. 趣旨

昨年6月の文化財保護法改正により新たに「都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱を定めることができる。」とされた。

これを受けて、本県の文化財を確実に次世代に継承していくため、文化財の保存と活用に関する基本的な方針を明らかにし、種々の取組を適切に進めていく上で共通の基盤となる「滋賀県文化財保存活用大綱」を策定しており、このたび原案を策定したので報告する。

2. 策定の経過

令和元年	6月12日	第1回大綱検討懇話会（骨子案）
	6月27日	教育・文化スポーツ常任委員会にて骨子案報告
	7月4日	7月例月教育委員会にて骨子案の報告
	8月2日	文化財保護審議会にて骨子案の報告
	9月13日	第2回大綱検討懇話会（素案） 庁内各所属、市町等への意見照会
	9月13日	総合教育会議において素案の報告
	10月7日	教育・文化スポーツ常任委員会にて素案報告
	11月5日	第3回大綱検討懇話会（原案） 庁内各所属、市町等への意見照会
	11月11日	文化財保護審議会にて原案の報告
	12月16日	教育・文化スポーツ常任委員会にて原案報告
	12月24日	12月例月教育委員会において原案の報告

※ このほか、文化庁、関係機関等から適宜意見聴取を実施

3. 今後の予定

令和元年	12月下旬	県民政策コメント（～1月下旬）
	3月	常任委員会へ県民政策コメント結果報告
	3月下旬	3月例月教育委員会に最終案を付議

(参考)

文化財保護法

(文化財保存活用大綱)

第 183 条の 2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱を定めることができる。

文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針（平成 31 年 3 月 4 日 文化庁）

大綱の記載事項

○大綱には、文化財の保存・活用に関する基本的な方針、文化財の保存・活用を図るために講ずる措置、域内の市町村への支援の方針、防災・災害発生時の対応、文化財の保存・活用の推進体制を基本的な事項として定める。